

the bottom line

特別号 2011年財政法に関する特集

今後の税改正

政府は2010年12月9日、2011年財政法の法案について条項の大半および2010年夏から秋に実施した諮問の最新情報を発表しました。財政法の法案条項の公表は、税政策の策定や情報提供、法制化の方法で政府が進めている改善の一環です。予定されている税改正の大部分が財政法案の発表より3か月以上も前倒しで明示されることにより、税制についての予測が立ちますし法案を詳細に検証することもできます。

また2010年11月29日には予算責任局(OBR)が経済の最新見通しを発表しました。これを受けて同日にジョージ・オズボーン財務相は議会下院で報告を行いました。この時に発表された税制措置は「法人税ロードマップ」だけでした。

この特別号では12月9日および最近発表された以下のような主な税制措置を取り上げます。

- ・所得税率と社会保険料の料率および適用される所得帯
- ・年金-税控除とアニュイティ(年金運用商品)の新制度
- ・休暇用家具付き貸別荘
- ・法人税ロードマップ

財務相は、来年度予算案を2011年3月23日(水曜日)に発表することも明らかにしました。私どもは今後も引き続き新たな進展をお伝えしていきますが、ご質問などがありましたら私どもまでご連絡ください。

個人所得税

2011/12年度の基礎控除額

65歳未満の納税者では、2011/12年度の基礎控除額は6,475ポンドから7,475ポンドに1,000ポンド引き上げられます。

2010/11年度から調整後のネット所得が

10万ポンド以上の場合に新たに基礎控除額の減額措置が導入されましたが、これは2011/12年度も継続されます。調整後のネット所得が2ポンド増えるごとに基礎控除額は1ポンドずつ減ります。適用される調整後のネット所得は、大まかに言うとう年金保険料やチャリティへの寄付金、損失控除分を差し引いた全所得です。

年金への拠出や寄付のインセンティブ「ギフト・エイド(Gift Aid)」の利用、あるいは株主や取締役の場合には所得の繰り延べにより所得を圧縮することを検討する必要が出てくるでしょう。

2011/12年度の税率と所得帯

基本税率が適用される課税所得の上限は、現行の3万7,400ポンドから3万5,000ポンドに引き下げられます。このため基礎控除額を含めた総所得が4万2,475ポンドを超えた分については、税率は20%ではなく40%となります。

新たに導入された50%の最高税率は2011/12年度も引き続き適用され、課税所得が15万ポンドを超える部分が対象となります。

総所得の一部が配当所得の場合、基本税率に該当する所得では配当所得の税率は10%ですが、40%の所得税率が適用される場合には32.5%、50%の最高税率が適用される場合には42.5%となります。

トラスト(信託)の税率

2010/11年度に、主として裁量信託に適用される信託の所得税率が40%から50%に、信託の配当に対する税率が32.5%から42.5%にそれぞれ引き上げられましたが、これは引き続き適用されます。

社会保険料(NIC)

前政権は社会保険料の料率の改定を発表しましたが、現政権はこの改定の導入を改めて確認しました。2011年4月から

雇用主、被雇用者、自営業者が負担する保険料率はそれぞれ1%引き上げられます。クラス1(被雇用者)の料率は12%に、クラス4(自営業者)の料率は9%になり、雇用主の負担分は13.8%に引き上げられます。クラス1とクラス4の所得に応じた追加負担分は現行の1%が2%に引き上げられます。

社会保険料の負担が生じる基準所得について来年度の改定が発表されましたが、2011年4月から負担が生じる基準所得が大幅に引き上げられます。

被雇用者が保険料を負担する基準所得の水準は週139ポンドに、雇用主の負担する基準所得は週136ポンドにそれぞれ引き上げられます。2010/11年度は、この両者がいずれも週110ポンドでした。

追加負担が生じる上限所得と上限利益の金額は引き続き同一ですが、この金額は所得税で40%が課せられる年間4万2,475ポンドとなります。

新たな非課税の児童貯蓄口座

チャイルド・トラスト・ファンド(CFT)の適用終了に伴って、政府は2010年10月に新たに非課税の児童貯蓄口座の導入を発表しました。

政府は新口座を2011年秋までに導入する意向で、詳細が今後明らかにされる予定です。

なお2011年1月以降に生まれた子供に対しては、CTFは利用できません。



Greenback Alan LLP
CHARTERED ACCOUNTANTS

11 Raven Wharf
Lafone Street, London SE1 2LR
Tel: +44 (0)20 7403 5959
Fax: +44 (0)20 7403 3111
Email: jonf@gballp.com
Website: www.gballp.com

休暇用家具付き貸別荘 (FHL: Furnished Holiday Letting)

FHLに対する税処理は何年にもわたり優遇されてきました。一定の条件を満たせば、FHLは税務上で取引として扱われます。取引に対する規則や控除は優遇されることが多いため、多くの分野では通常の賃貸不動産に対する税制より望ましいものです。

FHLを対象とする法案が発表されましたが、当初の案の改正では個人については新しい適格条件は2012/13年度まで適用されません。

改正で影響を受けられる方は、規則案の詳細について私どもまでご連絡ください。

年金課税

年金拠出金に対する課税控除の制限

前労働党政権は以前に、所得が13万ポンドを超える人の年金拠出金に対する所得税の控除額を引き下げる意向を発表しました。

この発表により2011年4月以降に複雑な規則が導入されますが、2009/10年度と2010/11年度に導入された年金拠出金の増額を防ぐ規則はもっと複雑なものでした。

2009/10年度と2010/11年度の規則に変更はありませんが、政府は2011年から課税額を同様にしながら簡素化する方法を考え、2010年10月14日に提案を発表しました。2011年財政法に盛り込まれる最新の法規制が2010年12月9日に公表されました。

年間控除額 (AA: Annual Allowance)

基本的な案では、年間控除額(AA)は5万ポンドになります。このAAを超えた年金拠出金は所得の一部として課税されます。この拠出金には雇用主が負担する拠出金も含まれます。

この規則は2011/12年度に適用されますが、2011/12年度に年金拠出期間(PIP: pension input periods)が終わるものの、それ以前にPIPが始まる拠出金も対象となります。

PIPは必ずしも課税年度と同じではなく、複数の年金制度に拠出している場合には各制度にそれぞれのPIPがありえます。年金貯蓄が2010年10月14日以前に始まり2011/12年度のPIPに該当する場合

には、特別移行規則が適用される可能性があります。

こうした規則の目的は、登録年金制度に対して年間控除額を超える年金貯蓄を行うことを思いとどまらせることにあります。大半の個人や雇用主は、課税額が増えるよりも年間控除額以下に年金貯蓄を抑えようとするものと予想されています。

未使用の年間控除額(AA)の繰越し

ある課税年度にかなりの金額の年金貯蓄を行うものの、他の課税年度では年金貯蓄額が少ないという個人のために、未使用のAAの繰越しが導入されます。

個人の年金貯蓄が課税年度にAA(5万ポンド)を超えた場合、繰越し規則が適用されます。現在の課税年度のAAに、直近の過去3年間の未使用のAAを上乗せして処理します。

未使用のAAの繰越額は、その課税年度のAAと年金貯蓄の総額との差額となります。

これにより、最大5万ポンド分の未使用のAAを向こう3年間に繰り越すことができることとなります。

重要なのは、前の課税年度中に登録年金制度に加入していない限り、前の課税年度から現行年度への繰り越しはできない点です。

繰越しでは、古い年度の差額分を後の年度の差額分より先に使います。

2008/09年度、2009/10年度、2010/11年度から繰り越せる未使用のAAがあるかどうかを調べる際には、各年度のAAは5万ポンドと見なすこととなります。

生涯限度額

税控除の対象となる年金貯蓄の生涯限度額が設定されており、2010/11年度には180万ポンドに引き上げられました。政府は2012/13年度はこの限度額を150万ポンドに引き下げると発表しています。150万ポンドを超える年金貯蓄がある人や投資の伸びにより追加で拠出や年金貯蓄をしなくても150万ポンドを超えられる人は、2012年4月6日より前に全ての登録年金制度からの受け取りを止めれば、180万ポンドの新たな個人用の生涯年金貯蓄控除(LA: lifetime allowance)を申請できます。

アニユイティ(年金運用商品)購入の要件

現行の年金課税規則では、登録年金制度の加入者は通常はアニユイティを75歳までに購入して年金収入を得るよう義務

付けられていますが、2011年財政法ではこの規則を撤廃する法規制が導入されます。

これにはアニユイティ購入の要件や年金課税処理、年金収入引き出しの取り決めに適用される規則の改正も含まれています。

この法規制は2011年4月6日から施行されます。

相続税(IHT)と年金の引き出し

2011年4月6日から以下の規則が施行されます。

・IHTは、個人が75歳に達した後死亡した場合などを含めて登録年金制度に残った年金ファンドの引き出しには通常は適用されません。

・年金制度の加入者がアニユイティを購入しないなど退職給付を受け取らない場合に登録年金制度と「適格な非英国年金制度(QNUPS: Qualifying Non UK Pension Schemes)」に適用されているIHTの租税回避防止策の課税が撤廃されます。

雇用関連

雇用主の育児補助

雇用主の育児補助に対する課税控除に対する改正がすでに発表されていますが、来年度に施行される改正点を示した法案が出されました。

現在は、育児パウチャーや雇用主の制度により従業員に直接与えられる育児補助に対する所得控除額の上限は週55ポンドです。これが2011年4月6日から、従業員が制度に加入し、その従業員の給与や課税対象のベネフィット(給与外給付)に基礎税率(20%)を超える所得税率が適用される場合には、所得控除額が制限されます。

雇用主に対しては、該当する課税年度の最初に従業員の給与水準の推定額を算出することが義務付けられます。この給与水準は従業員がその年度に受け取る見込み額で、支払われる可能性のあるボーナスや残業手当は除かれるものの、すでに分かっている課税対象のベネフィットは含まれます。この計算による給与は、その雇用で各個人の課税コードに示されている基礎控除額を差し引いたものとなります。

この給与水準により以下のような規定が適用されます。

・基礎税率(20%)の所得帯の場合に

は、従業員は週に最大55ポンドの控除を受けられます。

・その課税年度に最高税率の50%が適用される所得水準となる場合には、従業員は週22ポンドの控除を受けられます。

・上記の2つの所得帯の間にある場合には、従業員は週28ポンドの控除を受けられます。

従業員の雇用期間が課税年度の一部でしかない場合には、給与水準は年間の場合として算出します。

2011年4月5日までに制度に加入している人は、同じ制度にとどまる限りこうした改正の影響を受けません。

雇用主の育児補助 -サラリーサクリフェイス

従業員の所得が全国最低賃金 (NMW) かそれに近い場合には、所得がNMWを下回る水準に押し下げる結果となるなら通常はサラリーサクリフェイス (給与を全額現金で受け取る代わりに給与の一部をベネフィットにあてる制度) の特典を受けられません。現行では、雇用主がこうした従業員を制度への参加から除外する場合、すなわち全従業員が対象となっていない場合には、育児補助に対する課税対象ベネフィットの免税措置はその制度全体に適用されなくなります。

しかし政府は、雇用主がこうした従業員を除外しても育児補助に対する課税や社会保険料の免税措置を受けられるよう改正する法案を出しました。この改正は過去にさかのぼって適用されます。

偽装報酬

納税負担の回避や延納、軽減を求める従業員への支払いのためにトラストやその他の手段を用いる取り決めに対応するため、2011年4月から法規制が導入されます。

こうした第三者との取り決めの多くの場合、従業員は支払われた資金や提供された資産の恩恵を完全に享受できませんが、取り決めの構造から資金や資産に対する法的権利はないと主張できます。

しかし法規制の導入により、第三者が従業員の雇用に関連して実質的に報酬や融資を提供する場合、雇用主は所得税の源泉徴収制度 (PAYE) と社会保険料の支払い責任を持つことが義務付けられます。この支払い責任は、利用できる資金の金額や報酬の費用や価値に基づくものになります。

年金課税控除は登録年金制度に制限されていることを踏まえて、この法規制

は退職金給付年金スキーム (EFRBS: Employer Financed Retirement Benefit Schemes) も対象となります。

事業課税

法人税率

先に発表されていたように、150万ポンドを超える利益を計上する企業に適用される法人税の標準税率は、2011年4月1日から現行の28%が27%に引き下げられます。さらに段階的に引き下げられて2014年4月1日には24%になります。

利益が30万ポンドまでの小企業に適用される法人税の税率は、現行の21%が2011年4月1日から20%に引き下げられます。

これにより利益が30万ポンドから150万ポンドの間の企業に適用される法人税率は、2011年4月1日から28.75%となります。

関係会社の法人税率

法人税率が適用される利益の上限および下限は、企業とその関係会社の間で均等に分けられます。2つの企業が関係会社となるのは、片方の企業がもう片方の企業を支配しているか、2つの企業が同じ一つの企業または個人の支配下にある場合です。

本人の近親者やビジネスパートナー、受託者の持ち株は、支配関係基準によりその本人に帰属するとされることがあります。このため夫が企業の株式を保有していなくても、配偶者が株式を保有していることにより、その企業を所有していると見なされることがあります。

関係会社の規則の改正が2011年財政法で導入され、2011年4月1日以降に終了する会計年度に適用されます。

ここでは、つながりのある人たちが保有する権利の双方の間の帰属状況について、改正案が出されています。これにより、企業グループ内の企業間で「十分な商業上の相互依存」がある場合にだけ帰属関係があることとなります。

「十分な商業上の相互依存」があるかどうかを検討する際に歳入関税庁 (HMRC) は、関与する関連活動・企業の間で存在する、もしくは存在したか存在することが予想される財務上、経済上、または組織上の連携の程度を考慮することになります。

法人税ロードマップ

政府の狙いは、英国の法人税制度を世

界の主要国の中で最も競争力のある制度とすることです。法人税ロードマップは、政府が向こう5年間にどのように法人税制改革に取り組むかという道筋を示しています。

政府が採用している指針は以下の通りです。

・法人税を引き下げものの、課税控除や税制優遇措置を低減する。

・不必要な税制改正を回避し、いかなる改正も法人税制の長期的な安定を向上させるようにする。

・税制を過去20年間の国際化や技術発展の影響に適応させる。

ロードマップで重視しているのは、国境を超えた活動が増えて英国に本拠地を置く必要がないと考える可能性のある大企業です。このため英国の法人税制は、課税基盤を決める際に英国に帰属するグループ企業の世界全体の所得よりも、英国の活動からの利益に重点を置くようになります。これは源泉地ベースの課税と呼ばれています。

英国の法人税制は近年、いくつかの点で源泉地課税に近づくための改正が行われてきました。特に英国の親会社が外国子会社から受け取る配当収入については、2009年の規則改正により今では一般的に英国の法人税を免除されています。

向こう5年間に改正する主な分野は以下の通りです。

・被支配外国法人 (CFC: Controlled Foreign Company) 制度

・イノベーションと知的財産権 (IP) への課税

・外国支店への課税

被支配外国法人 (CFC) 改革

現行のCFC規則は、英国企業が法人税率の比較的低い国で運営される子会社を保有している場合に適用される可能性があります。特定の状況により、この子会社の利益は英国の法人税の対象となる可能性があります。

現在のCFC規則に対する暫定的改善措置が2011年財政法で導入され、関係者との諮問ではさらに抜本的な改正案が公表されています。この改正案の法制化は2012年財政法に盛り込まれる予定です。

暫定的改善措置の主要点は、他のグループ会社と全面的あるいは部分的な取引に関与する海外から海外への活動を行うCFCが除外されます。この除

外規定は、既存のCFCの除外規定にある「全てかゼロか」という対応とは対照的に、バランスの取れたものとなるよう考案されています。

もっと抜本的な改革案では、グループの財務上の取り決めと知的財産権の2つの分野において、英国からの利益の人工的な付け替えに重点を置いたものとなります。

イノベーションとIPへの課税

政府は、パテント・ボックス (Patent Box) 制度として知られる特許権から生じる利益の優遇制度を検討しています。2012年財政法で規則を導入する意向です。

政府は、特許権から生じる利益に対しては2013年4月1日から10%の法人税率を導入する考えです。2010年11月29日以降に初めて商業化された全ての特許権が、パテント・ボックス制度に含める際に適格とされます。詳細な条件や移行規則について諮問期間中に協議を行う予定です。

政府は現行の研究開発課税特別控除の継続を望んでいますが、純粋に技術革新的な活動に最も密接にかかわる費用には、どの控除が適切かを見直す予定です。

外国支店への課税

外国支店は、英国企業が外国で独立した子会社を設立せずに取引の一部を行う場合に設けられます。

政府は、英国企業の外国支店の利益を法人税から免除することについて諮問を行っています。2011年財政法で新たな規則を導入する意向です。

課税免除は、免除制度を選択することを決めた場合にだけ適用され、変更は不可能となります。選択すれば現在の支店および将来に設ける支店の全てに適用されます。

それ以外では既存の規則が適用されません。

大手企業や中堅企業は、英国が租税条約を結んでいない国を含めて全ての国の支店を対象とすることができます。しかし小企業の場合は、租税条約を結んでいない国にある支店は対象にできません。これは、個人所得の移転により税の徴収を損なうリスクがあるためです。

現在、英国企業は外国支店の利益に対

して法人税を課せられていますが、その利益に対して外国で支払った課税額については控除を受けています。外国での課税額が英国の課税額よりも少ない場合には、英国で差額を支払わなければなりません。

支店が損失を出した場合には英国の利益から相殺できますが、免除制度を選択すれば損失の相殺はできません。そのため英国外に支店を設けることを検討している企業にとっては、初期の損失が予想される場合には免除制度を適用しない方が得になる可能性があります。ただし、企業が支店の免除制度を選ぶ際には移行規則が導入される予定です。この移行規則では、支店の利益が免除されるのは、直近の過去6年間に生じた支店の税務上の欠損金が利益額まで達した後にあります。

企業のキャピタルゲインの簡素化

企業グループのキャピタルゲイン規則の簡素化に関する広範な諮問を経て、「グループ離脱課税」の規則を刷新する法制が導入される予定です。

現行法では、企業が過去6年以内に他のグループ企業から取得した資産を保有してグループ企業から離脱する場合、企業の株式処分が発生する収益や損失を除いて、取得した資産による収益または損失は取得時の金額で課税されます (グループ離脱課税)。

提案では、企業が株式を処分することでグループを離脱する場合、グループ離脱課税はその処分の追加分として扱われます。これにより実質的株式持分免税など株式持分控除がグループ離脱課税にも適用されることとなります。

企業のキャピタルゲインの他の改正案には以下のようなものがあります。

- ・企業買収後のグループ企業内のキャピタルロスの利用に関して、既存の制限の一部を撤廃する。
- ・「価値の移転」に対する課税回避防止の複雑な規則を明確な目的に基づいた規則に替える。

課税回避防止策

政府は引き続き課税回避の対応策をとっており、以下のような様々な方針を発表しています。

- ・一般課税回避防止規則が、課税回避の防止や対応という目的にかなった枠組みになっているか調べる。

・一般的に受け入れられている会計実務に従うことで、融資関係やデリバティブ契約の規則で課税対象となる金額が企業の勘定に全面的に現れないという課税回避があり、これに対応するための法規制の導入。

・投資会社の機能通貨の変更に関する課税回避に対応するための法規制の導入。

その他の事項

HMRCの権限 – 源泉徴収制度 (PAYE) と社会保険料 (NIC) の保証金

2011年財政法に盛り込まれた法規制により、PAYEの支払いについて回収リスクが非常に高い場合、雇用主に保証金を請求する規制をHMRCが独自に制定できる権限が導入されます。この措置では保証金を支払わない場合の刑事手続きの起訴も導入されます。新たな権限が与えられれば、既存の権限を用いてHMRCは社会保険料に関しても同じような規定を制定できます。

事業上のサンプルに対する付加価値税 (VAT)

2011年財政法で、企業が個人に対してマーケティングの目的で無料で製品サンプルを提供する場合、全てのサンプルにVATが課せられないようにする法規制が導入されます。既存の法規制では、免除の対象は最初のサンプルだけに限られています。

VAT課税回避の防止策

2011年財政法で、印刷物がVATゼロ税率以外のサービスの補助的なものの場合、その印刷物にはゼロ税率が適用されないようにする法規制が導入されます。この改正は、サービスと印刷物が単独の企業によって供給され、サービスと印刷物の供給が単独の標準税率や軽減税率、課税免除のサービスとして扱われる場合に適用されます。

相続税回避の防止策

政府は、不動産の信託への移転に対する相続税は、課税開示制度の中に含めることを改めて表明しました。

連絡先

このニュースレターで取り上げたテーマについて詳しい情報を知りたい方、また私どもが提供できる様々なサービスについて知りたい方は、Stephen Dabby や Morisha Christy, Tony Stan, Nick Nicolaou, Alex Green, Paul Bradley までご連絡ください。